

NO. 19 2018. 10. 17 発行

東海在日外国人 支援ネットワーク通信

東海在日外国人支援ネットワーク（代表 原科 浩）

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 名古屋労災職業病研究会内

TEL/FAX 052-837-7420



東海在日外国人支援ネットワ
ーク総会の後、講演をする
上智大学教授田中雅子先生
2018年7月21日 名城大
学校友会館

目次

- ◆ 新年度を迎えて P2~P3
- ◆ 田中雅子さん講演会報告と霞闘争報告 P3~P6
- ◆ 名古屋入管に第7回意見交換会開催を要請 P6~P7
- ◆ 難民認定申請書の配布拒否と受取拒否の廃止を求めて P7~P8
- ◆ 長期収容で入管収容施設は病人ばかり！ P8~P11
- ◆ 参加団体・個人からのお知らせ P11~P12

新年度を迎えて

7月21日に東海在日外国人支援ネットワーク（TOMSUN）の総会が開かれ、2018年度の歩みを始めております。引き続き代表を務めることになりました。

コンビニをはじめ、外国人が働いている姿を目にしない日はない昨今です。人口減少していく日本社会で、外国人の労働者が求められ、その助けなくては日本社会そのものを営んでは行けない時代になりつつあるような気がします。実際の業務に追われる入管局が、入管庁に格上げされるような報道も聞こえてきますが、看板

の架け替えのような小手先の対応では、問題解決には程遠いどころか、現場はますます悪化している感触をもっておられる方が多いのではないのでしょうか。

戦後の在日外国人政策は、植民地支配の遺産である在日朝鮮人の管理に始まりました。敗戦を迎えても、憲法が変わっても、日本の植民地主義は根の所では何も変わらなかったと思います。外国人を対等な人間とは認めない。日本に役に立つ外国人だけを受け入れ、日本に定住するならば、徹底的な同化圧力・同化政策によって権力と日本社会に従順であることを求める。そうでなければ徹底的に排除・弾圧する。（これは外国人に対するときだけではないような気がします。）日本の権力および社会の植民地主義が変わっていない象徴的な例が、朝鮮学校・民族教育への弾圧、高校無償化制度からの排除だと思います。

着実な成果を上げてきた入管との意見交換会も、今後はすんなり実現するという訳にはいかない、きな臭い雰囲気があります。入管側はそう考えていないでしょうが、それぞれの現場で活動し、外国人と接して肌で感じた声と意見を聞ける、入管としてはこんな貴重な機会はないはずです。入管が、外国人の声や我々の声に耳を傾けるような変化は一朝一夕に起こらないでしょうが、根気よく地道な活動を続けていく先にしか希望はありません。今年度もよろしく願いいたします。

（東海在日外国人支援ネットワーク（TOMSUN）・代表

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知・共同代表 兼 事務局長

原科 浩）

代表

原科 浩（朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知）

会計

成田 博厚（名古屋労災職業病研究会）

会計監査

人見 泰弘（名古屋学院大学）



原科 浩さん

顧問

田中 宏（一橋大学 名誉教授）
近藤 敦（名城大学）
松浦 悟郎（難民移住移動者委員会）

運営委員

石原 バージ（フィリピン人移住者センター）
大西 豊（あるすの会）
大坂 恭子（弁護士）
川上 栄光（あるすの会）
後藤 美樹（フィリピン人移住者センター）
渋谷 努（中京大学）
杉戸 ひろ子（そうみー移住女性自立の会）
高須 優子（知立派遣村実行委員会）
戸谷 玲子（子どもと女性のイスラームの会）
成田 博厚（名古屋労災職業病研究会）
西山 誠子（入管面会活動「フレンズ」）
羽田野 真帆（名古屋難民支援室）
林 隆春（NPO交流ネット）
三輪 憲功（のわみ相談所）

田中雅子さん講演会報告と霞闘争報告

去る 7 月 21 日東海在日外国人支援ネットワーク総会の後、上智大学教員田中雅子さんの講演会が行われました。田中さんは移住者全国ネットワークの機関誌マイグランツ・ネットワークの本年 4 月号の特集「在日ネパール人の暮らしと課題」に寄稿しておられます。田中さんはネパールの移民事情や在日ネパール人の状況を様々な統計、資料を基に詳細に、分かり易く話して下さいました。

田中さんは 1994 年から 2002 年、2004 年から 2009 年までネパールに滞在され、ネパール語が堪能で病院から通訳を依頼されたりしています。

ネパールの内戦期にネパールでスラムの強制撤去に反対する市民運動や社会的排除をなくすための事業などに関わりました。



ネパールは 14.7 平方 km（北海道の 1.8 倍）で人口は 2649 万人（2011 年）。宗教はヒンズー教が 81.3%、仏教 9.0%、イスラム教 4.4%で 1963 年までヒンズー教に基づくカースト、民族の序列が法制化されていた。

1996 年マオイストが人民戦争を開始して、2006 年に国王が主権を国民に返還。立憲君主制から共和制へ、ヒンズー国家から世俗国家へ、単一国家から連邦国家へ、上位カーストによる支配から社会的包摂の実現へと変わった。

2015 年連邦民主共和国憲法公布、2017 年地方選挙。（国民会議派敗北、マオイストと統一共産党などによる連合政権・・・筆者注）

選挙ポスターには民族、カースト、宗教、地域などが書かれている。

排除から包摂へ、ジェンダー、公正と社会的包摂を求め「ジェンダー・エクィティ&ソーシャル・インクルージョン（GESI）」という運動がある。

大統領、国会議長、最高裁判所長官が女性で自治体の首長の正副どちらかが女性、と定められているが、正副ともに女性の自治体もある。

現在女子 96%、男子 97%が初等教育を受けている。

ネパールからの移住先としては 1 位が米、加、英、オーストラリアなどの英語圏、2 位非英語圏欧州諸国、3 位韓国、4 位マレーシアと湾岸諸国、5 位インドで日本は 10 位。

在留資格別ネパール人数(上位11)2017年末

順位	資格種別	人数	順位	資格種別	人数
1	留学	27,101	7	投資・経営	1,392
2	家族滞在	21,873	8	定住者	745
3	技能(調理)	12,709	9	日本人の配偶者等	709
4	人文知識・国際業務・技術	5,426	10	永住者の配偶者等	545
5	特定活動(高度人材など除く)	4,985	11	技能実習	179
6	永住者	4,139		その他 計 (含 介護4)	235

ネパール料理店は 2013 年に 1026 店だったが、2018 年 6 月は 1858 店（東京 583 店）で、2017 年と同水準で飽和状態になっていると言える。

在日ネパール人の中で日本での生活に満足している人が 45%に対し、不満である人が 33%あり総体的に必ずしも彼等が日本に満足しているとは言えない。

田中先生のお話では在日ネパール人社会は民族、カースト、ビザの種類などで分断されているとのことでした。

私は 1999 年にネパール・ウェルフェア・コミティから感謝状を頂いた。そこにはネパール大使も連名でサインしている。その時は豊橋で 400 人位のネパール人が集まった集会で頂いた。当時は民族やビザの種類、在留資格のあるなしに関係なく、ほとんどすべてのネパール人が集まっていた印象である。また当時は NRN（海外ネパール人協会）日本支

部があった記憶がない。受賞の後、ある民族のボーリング大会が豊川市で行われるということで呼ばれて行ったことがあるので、その頃から在日ネパール人社会の民族、ビザの種類、在留資格のあるなしなどによる分化が始まったようである。

ついでになるが三浦雄一郎が 80 歳でチョモランマに登頂したことの祝賀パーティーが豊田市で行われた。その時私も招待されて三浦さんと並んで黄色の絹製のショールを首にかけてもらって座った。彼の息子さんは英語が堪能で、おそらく三浦さんが登山する時など同行して通訳をしているのではないかと思われる。

霞闘争で協力して頂いた NRN（海外ネパール人協会）もインドヤ闘争をしている頃は聞いた事がない。NRN のアジア大会が数年前にフィリピンで行われた時、日本から 20 数名程が行ったとのことである。

講演会の後ネパール料理店で交流会が行われ、私と田中先生はすぐ向かいに座って私は霞闘争についてお話をした。その時の話を含めてこの場を借りて霞闘争の現状を報告します。

ヒラと妻タラが霞夫妻を訴えた裁判は 2016 年 6 月 9 日に最高裁の上告棄却でヒラの未払い賃金 400 万円の支払いが確定したが、経営者吉川霞は 1 円も払っていない。この判決自体、タラの未払い賃金とヒラ、タラの監禁等への慰謝料が認められていないという問題点がある。

吉川夫妻は「盗っ人猛々しい」の如く 7000 万円の損害賠償と慰謝料請求裁判を起こした。（2014 年 10 月）（当初は 3800 万円）

2018 年 3 月 22 日に 63 万円支払いの地裁判決が出た。対象はヒラ、タラと笹日労働関係 3 人のみ。訴訟費用は 90%原告負担。裁判官の心証が表れている。支払いは「心理苦痛に対する慰謝料」だけで損害賠償はゼロ。コップ破損、ナンを焼く窯タンドールの破損、池のポンプや塀、インターホンの破損、花器などの紛失、レストランの売上げ減少と閉鎖、レストラン横の吉川経営マンションの保証金引き下げや退去者、銀行利子など一切認められなかった。

この裁判はレストランの現場に行ったことすらない 3 人を被告としている。タラの親戚のネパール人、笹島日雇労働組合が入居していた笹島労働者会館の代表（故人）、「ヒラさんタラさんを支援する会」代表の由井神父（故人）が所属するカトリック名古屋教区の責任者の司教。

吉川夫妻はヒラ、タラが訴えた裁判と情宣活動等禁止仮処分申し立てを最高裁までもっていている。また、両方とも裁判官忌避をしてこれも最高裁まで争っている。

吉川夫妻が訴えたスラップ訴訟でも第 1 回公判後に裁判官忌避をして最高裁までもっていったため、公判が 2 年間宙に浮いた。

また、吉川霞は自分が訴えた裁判で最高裁で確定したヒラの未払い賃金について「払う必要もないし、払う気持ちもない。」と証言した。

日本の民事裁判史上でもそのような証言は初めてではないかと思われる。

9 月 6 日、霞が訴えた 7000 万円請求裁判控訴審初公判も霞による裁判官忌避で延期となった。

霞は自分が訴えた裁判で印紙代等を払っており、そんな金があったらヒラに支払うべきだ。

タラは難民申請が不許可となり名古屋入管に収容され、約 9 ヶ月の収容後、2018 年 5 月に帰国した。「帰国のための仮放免」を申請したが不許可となり、弁護士をつけて申請したらやっと許可が下りた。

入管から直接帰国するとネパールで「犯罪者」となり処罰される可能性があるとのことだ。
(あるすの会 大西 豊)

名古屋入管に第7回意見交換会開催を要請

台風21号が日本列島に上陸した9月4日、TOMSUNの原科浩代表とフレンズの西山誠子さん、名古屋労災職業病研究会の成田の3人で名古屋入国管理局に対し、第7回意見交換会開催の要請を行いました。

要請書と質問項目の入った要望書を名古屋入管総務課に手渡すだけでなく、今回は総務課カウンター横の小部屋で渉外調整官の松平さんと短時間の面談も行いました。

要望書を受け取るにあたり松平さんは、毎年、TOMSUNの要望書の要望項目が多く、回答の準備が本省を巻き込み大変な作業になっている。本来の仕事に支障が出るのも良くないので、今回提出された要望書の中身を見てから今後どう回答するか入管側の要望をTOMSUNに連絡したいと伝えられました。

このほか、第7回意見交換会よりTOMSUNからの出席者の人数を減らして欲しいという要望を松平さんから伝えられました。TOMSUNと名古屋入管の意見交換会は、入管の指定でこれまでTOMSUN側の出席者の定員を20人とされ、毎年、TOMSUNから20人近くが出席してきました。しかし、今回、松平さんからは、TOMSUN側の意見交換会参加者を名古屋入管からの出席者程度の人数（5-6人程度）に減らして欲しいということが伝えられました。この件に関しては、TOMSUN参加団体それぞれから1名の代表者の出席にして欲しいということや、入管側とTOMSUNの出席者を同数にするのが適当な意見交換会の形だと考えているということもあわせて伝えられました。

TOMSUNとしては過去に6回行われた意見交換会において、大声をだすなど対決的な姿勢で意見交換会に臨んできていないことや、市民の入管行政に対する理解を深める為に名古屋入管との意見交換会を行うというTOMSUNの趣旨からも離れてしまうことから、これまで通り20人定員での実施をお願いしました。名古屋入管内部に意見交換会におけるTOMSUNの人数を減らせという声があるとのこと、この件についても入管側から今後TOMSUNに連絡があります。

運営委員会で要望書の統計項目部分については口頭での回答を受けるだけでなく、書面での回答も欲しいという意見が多くあり、この日、松平さんに正確を期すため紙での回答をいただきたいと当方の要望を伝えました。本省などと協議して回答するとのことでした。

意見交換会開催時期については年内開催が希望とお伝えしました。



昨年の意見交換会

のであればその人の身分事項を証明する書類を要求し、これを提出できない場合には難民認定申請書を渡さない、また既に記入済みの申請書を所持している者に対しては申請書の受取を拒否するという運用をしている事実を6件確認しました。

しかし、このような運用は、難民条約並びに入管法の何れにも法的根拠のない難民申請行為の違法な制限であり、当法人は、難民認定申請を違法、不当に制限するものであるとともに、法務省の目指す「真の難民の迅速な保護」を妨げる運用であるとも考えます。

蓋し、そもそも、先ず、上記運用は、難民概念に条約上も入管法上も根拠のない「申請時点において定まった住所を有することを証明出来る者であること」という新たな要件を加重するものであるからです。

又、実質的、実際的にも、住所を証明する書類がないと難民認定申請書を手に入れることができない今般の運用では、空港・港湾での難民認定申請希望者やホームレスの者、ホテルに滞在する者は申請書を書くことすらできません。元々、日本にやってくる難民は、短期の在留資格しか所持していないことが多く、シェルターや友人宅に身を寄せて生活している人も多くいます。このような人が自身の名義で住宅賃貸契約を締結できるはずがありません。友人が好意で住居を提供してくれたとしても、入国管理局から身分事項を証明する書類の提出を求められた場合には、当局から目をつけられるかもしれないと難民認定申請希望者を突き放してしまう可能性もあります。入国管理局のウェブサイトから申請書をダウンロードする場合には住所を証明する書類を求めるような制限はありませんが、申請書をダウンロードできると知っていて、なおかつプリンター等で印刷できる申請希望者は非常に稀です。

このような運用は、難民条約の趣旨に反して難民認定申請希望者を門前払いする違法、不当な措置であり、即時廃止を要請するとともに既に貴局が在留資格未取得外国人に対して行っているように、次回出頭日を指定する等の方法により、難民保護を第一に考えた対応を求めるものです。

以上

本件に関する連絡先

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30

丸の内オフィスフォーラム 7階 川口法律事務所内

TEL 番号：070-5444-1725 / FAX 番号：052-308-5073

(名古屋難民支援室 羽田野 真帆)

長期収容で入管収容施設は病人ばかり！

政府の通達により、昨年春以降、入管収容施設からの仮放免がほとんど行われなくなり、全国の収容施設内は長期収容者でいっぱいです。名古屋入管でも、仮放免は皆無に等しく、既に2年を越えている人が2人(3人?)、1年半前後の人はたくさんいます。このままの運用を続けると年末には、2年超えの人はもっと増えるでしょう。入管はセンターへ移送して収容期間をリセットしたデータを出しますが、当該者にとっては通算すると2年~3年の収容となります。名古屋入管では今年7月末で収容者は約170名です。

★ 長期の収容で病人が増え、且つ重病化しています。それでも仮放免をしません。平然と収容を続ける入管行政は、今の政府の姿勢そのものであり、「人権」という言葉は何処にもありません。「それは外国人だからよ。日本人は守られている。」とは到底思われません。これからどうなるのか？ 危惧するばかりです。

以下、入管内で病気に苦しむ人の例を少しだけ紹介します。

① 内視鏡検査報告書というカラー写真を見た（今春のもの）。白いものや黒いものがたくさん写っている。食道カンジダ症とあった。非常に抵抗力が弱っている状態だと知り合いの専門家に聞いた。

彼は収容期間が 1 年 11 か月になる。初春頃から、食事をするとすぐもどすようになり（今は絶えず襲う嘔吐に悩まされている）、25kg 痩せて、ガリガリの状態になっている。脚や手は極度にやせ細り、歩いて転んだら骨折するからと、自力歩行にドクターストップがかかって、車いすを使用している。移動は職員が押す。私が気になるのは、最近、話す時“どもる”ことが多くなり、言葉が出にくいようだ。外国人だから、緊張すると日本語が上手く出てこないことは普通にある。彼もその範囲かもしれないが、強いストレスがかかっていることは確実だ。

おかゆ食も胃に収まらず、1 日栄養剤の 3 缶が支給されているが、1 缶しか飲めない。時々気を失うことがあり、何も覚えていないが、職員からシャワー室で倒れていたよ、と教えられたりするというのだ。最近、肝臓が悪くなっていると診断された。

処遇部門の職員と話をした。重病人という認識が入管にあるかどうかをまず訊いた。返事は「医師が収容は無理だと言わない以上は、収容を解くという話にはならないのだ。あくまでも医師の診断には忠実である。」ということだった。

それにしても、目の前であれほど体が弱っているのに医者からの指示が無いからと、そのままにしておける状況に驚く。「シャワーには歩いて行っているのか」と訊いたら、「あの体力では無理でしょう。」と答えた。また、本人自身からの話では「2 月から太陽にあたっていない。屋上に出る階段が登れないのだ。」と言う。

車いすを押して介助をしている職員の誰かが、「もう収容は無理ではないか」という人はいないのか？ いないのだ！ この状況こそ凍りつくほどに怖い。

② 自然な排尿機能が働かなくて膀胱までパイプを通しており、集尿の袋と一緒に移動している人がいる。それをしないとお腹がパンパンに膨れてくる。尿が溜まってくるのだ。その状態ならば命の危険に直結はしないから収容を解かないのだろう。しかしこれでよいのか？ 彼は 4 階の休養室（医務室の中）にいる。一人部屋なので寂しがっている。頭痛がする、胃が痛い等で、薬を貰いたくて絶えず職員を呼ぶから、隔離されたと本人は言っている。

③ 血圧の数値が 200 止まりで薬が効かない、目まいがして左半身がしびれていて車いすを使っている人がいる。

④ うつ病の既往症があり、発症して他の人に迷惑を掛けるのではないかと、そればかり考えて緊張状態が解けないでいる人がいる。その状態自体が精神的に病気だと精神科医は診断しているようだが、収容は続いている。

⑤ C 型肝炎を発症し、今春以降進行して、最近、肝硬変の疑いありと診断された。すでに収容期間が 1 年 5 か月になる。1 日 4 万数千円の薬を飲み続ける必要があり、ひと月に

100万円以上の薬代がかかると医者が出て、傍にいた職員がのけぞったのだそうだ。彼の見せてくれた血液検査の結果を見ると、肝臓に関する数値が健常者の数字の6倍にもなっている。「仮放免申請をした方が良い」と職員が言ったので申請書を出したが、一か月経ってもまだ返事が来ないと言っている。

- ⑥ 収容以前から、ペースメーカーをつけていた人がいる。3か月ごとに検査を受けている。普通に働けるから収容の対象だということなのだろう。非正規滞在者は日本の中で社会活動をしてはいけないというのが法的解釈だから。
- ⑦ 他にも肝臓・腎臓に問題があるという検査結果が出た人が多くいる。収容と肝臓・腎臓のトラブルと関係があるのだろうか？ また、視力の低下や耳鳴りを訴える人も多い。狭くてモノトーンの飾りっ気なしの空間に長時間いるからだと思う。目の退化現象ではないのか？
- ⑧ 「野菜や果物の摂取が不足していると、医者が出た」と言う人がいた。確かに長期収容になると、ほとんど生鮮野菜を口にすることは無い。ローソンで少し買えるが、刃物で皮をむかないでよいバナナかミカンくらいらしい。そしてバカ高い値段がする。種のあるものはダメだという話も昔聞いた。

★ 再収容された人が（再収容されて2か月）、中の様子が5年前よりすっかり変わっているのに驚いた、というので、どんなふうになったのかと訊いたら、「1年超えた長期収容の人がたくさんいて、無気力になっている。1日中自由時間になっても部屋から出ないでベッドに横になっている人が多い。中には睡眠剤を飲んで、ほんとに1日中寝ている人もいる。ホスピスのような雰囲気だ。自分も絶望的になる。」と言うのだ。他のブロックの人も、やはり「部屋から出ない人が多くいる。」と言った。

以前から「長期収容になって喧嘩とか増えていない？」と聞くと、「何もない。静かだよ。」と言う返事が、たびたび返ってくるのに少し不思議に思っていたが、今日の話と総合すると、何ともやりきれない気持ちになった。何という残酷なことをしているのだろう！ “長期収容は無条件に最大の人権侵害だ”

- ★ 仮放免すると犯罪が増えたからという理由で仮放免許可を出さない、偽装結婚と決めつけて配偶者ビザを出さない、詐病（仮病）だと判断して収容を続ける・・・入管行政は性悪説を採る。

病気に関しては、血液検査や内視鏡やCTによる検査等は、頻繁に行っている。その科学的結果を見た上で、医師の診断から収容の是非の判断をしていると入管はいう。そこで医師の診断には忖度が働いているのだと被収容者たちは思っている。確かに判断が厳しすぎる、人権侵害ともいえる判断になっているのではないか。実際、癌患者以外はほとんど収容を解かれていない。

10年、20年以上も日本で働いて来た人が、体調を崩しながら収容されている、こんなケースがたくさんある。彼等は腰痛や骨折等の古傷の痛みを訴えており、長年の現場での過酷な労働の結果なのが見える。彼等には50歳前後の人が多く。元々持病のあった人は、そのほとんどが悪化している。薬の効果は薄い。

- ★ 今、収容に関わる支援者たちの中では、議員に働きかけて政治問題にしようという動きが出てきた。山田太郎議員は大村入管センターや牛久の東日本入管センターを訪れて、アイスクリームやビスケットの差し入れをした。また、シャワーの温水が出る時

間やエアコンの入る時間を延長させたりと、成果を出している。議員の“一声”は効く～！ 私も地元の近藤昭一議員の事務所にコンタクトをとり、「会える時間をお願いしたい」と申し込んだ。「後日返事をする」と言っていたが、まだ返事がこない。

(入管面会活動「フレンズ」 西山 誠子)

参加団体・個人からのお知らせ

★「朝鮮高校無償化ネット愛知」からのお知らせ

≪裁判のお知らせ≫

- 朝鮮高校無償化裁判名古屋高裁控訴審第1回口頭弁論
12月12日(水)午後3時から(名古屋高裁1号法廷)
(傍聴抽選時間は未定)
- 第2回口頭弁論
1月28日(月)午後3時から(名古屋高裁1号法廷)
傍聴支援にご協力ください。

≪愛知朝鮮中高級学校の公開・交換授業≫

普段通りの授業と、いつもとは違う日本人教員による授業を受ける生徒たちの姿を参観いただけます。授業後には生徒たちによる芸術公演もあります。朝鮮学校は初めてという方も、そうでない方も、ぜひ足をお運びください。

日時：10月27日(土)9時～12時(受付8時30分から)

場所：愛知朝鮮中高級学校(愛知県豊明市栄町南館55)

(名鉄名古屋本線「中京競馬場前」駅から徒歩10分)

スケジュール

1時間目 公開授業

2時間目 交換授業

芸術公演

その後、交流会を行います。(実費)

★「ネパール料理教室」のお知らせ

ネパール出身の男性からネパールの家庭料理を教わります。

スパイスを調合しながら、本場の味をイチから一緒に作ってみませんか？

【メニュー】ダル(豆のスープ)、トルカリー(ミックス野菜カレー)、

アチャール(ネパールの漬物)、バスマティ(ライス)、チャイ

※お土産にスパイスのプレゼントつき！

日時：2018年11月4日（日）11:00～14:00

場所：コープあいち生協生活文化会館 3階調理室

（名古屋市千種区稲舟通 1-39 地下鉄「本山」4番出口より南へ徒歩3分）

参加費：大人1,500円、小学生以下の子ども500円

申込締切：2018年10月31日※先着順

定員：15名（定員達し次第受付を終了いたします）

申込方法：info@door-to-asylum.jpで以下を記載しご連絡ください。

件名：ネパール料理教室申込

本文：参加希望者全員のお名前（大人・子どもの別）

主催：NPO法人名古屋難民支援室

★「移住者と連帯する全国ネットワーク省庁交渉」のお知らせ

日時：11月12日（月）～11月13日（火）

会場：参議院議員会館会議室

《タイムスケジュール》

●11月12日（月）

10:00-11:30 技能実習

（昼食休憩）

13:00-14:30 労働

15:00-16:00 入管法・住基法

16:15-17:15 教育

●11月13日（火）

10:00-11:30 女性・貧困（合同）

（昼食休憩）

13:00-14:30 難民・収容

14:45-15:45 医療・福祉・社会保障

16:00-17:00 ハイトスピーチ・人種差別

◆◆◆◆◆編集後記◆◆◆◆◆

政府は今後、単純労働に従事する外国人の受け入れを拡大する方針を発表しました。来春からは入管庁も発足することのこと。私達は歴史の転換点に立ち会っています。（な）